

手話言語法制定推進事業 韓国調査報告

もくじ

第一章 調査の目的と背景	P 2
第二章 韓国について	
1. 基本情報（概要）	P 4
2. 障害者政策について	
2-1. 施策の概要	P 6
2-2. 障害者差別禁止及び権利救済に関する法律	P 7
2-3. その他の障害に関する主な法律	P 8
2-4. 国家人権委員会	P 9
2-5. 障害者権利条約と障害者施策	P 10
3. 韓国のろう教育・手語通訳（手話通訳）士の現状	
3-1. 教育に関する施策について	P 10
3-2. 障害者福祉法に基づく手語通訳センターの設置状況及び手語通訳士に関する 施策について	P 12
3-3. 韓国手語通訳士の養成の実情について	P 12
第三章 韓国手話言語法と手語（手話言語）等の政策	
1. 韓国手話言語法	P 14
2. 韓国手話言語法における手語（手話言語）施策について	P 15
第四章 障害者差別禁止法と手話言語法の関係	
1. 調査について	P 17
2. 障害者差別禁止法と手話言語法の関係	P 18
第五章 韓国手話言語法の視察のまとめと考察	P 20
第六章 資料	
1. 韓国手話言語法	P 25
2. 点字法	P 31

第一章 調査の目的と背景

韓国は2008年に障害者差別禁止法が制定された。1981年に制定された「障害者福祉法」とともに、韓国の障害者施策を大きく前進させてきた法整備の様子を調査することを目的に、2012年10月26日～11月2日、聴覚障害者制度改革推進中央本部による視察団を派遣し、手話通訳派遣センター設置などの聴覚障害者福祉の現状、テレビ放送での字幕・手話付与、電話リレーサービス事業、障害者差別禁止法の活用状況を視察した。当時の韓国ろう協会の会長に面談した際、韓国手話言語法制定に向けて、各国の状況を調査し、政府や議員に要望運動を懸命に続けているとの話を伺った。

その後、法案を国会に出しているなどの情報はあったものの、なかなか制定には至らない膠着した状況が続いていたが、2015年12月31日、国会にて韓国手話言語法が成立したとの情報が入った。全日本ろうあ連盟手話言語制定推進運動本部において、日本での手話言語法制定への機運を高めるべく韓国手話言語法成立をアピールするとともに、法の条文を取り寄せて翻訳し、日本の手話言語法案への考察などを進めた。法の施行は2016年8月4日とされていたので、10月4日～7日、韓国現地視察団を派遣した。

前回の韓国視察から4年ぶりである。前回の視察報告は、2013年10月に「米国・英国・韓国の情報アクセス・コミュニケーション政策 ～日本の未来への提言～」(聴覚障害者制度改革推進中央本部事務局編)として出されている。(聴覚障害者制度改革推進中央本部ブログ「米国、韓国、英国における情報アクセス、コミュニケーション保障事情報告会」2013年3月13日 参照)

韓国ろう協会は、2012年12月に実施された大統領選挙の前に、手話言語法制定を骨子とする協会の政策要求案を伝えた。2013年8月以降、韓国国会にて手話言語法に関連する4つの法案が提出された。2015年12月31日に、韓国ろう協会も交えた調整協議により4つの法案を併合した「韓国手話言語法」が、超党派の合意によって、国会の本会議を通過した。2016年2月3日に「韓国手話言語法」(法律第13978号)が公布され、6ヶ月後の8月4日に施行された。

施行して2ヶ月という時期ではあったが、手話言語法制定への運動や、国会での成立に至る経過とともに、施行により、どのような変化がもたらされようとしているのかを調査することを目的に、調査メンバー(委員;小中栄一、倉野直紀、崔榮繁、通訳・事務局;森本行雄、湯浅千恵、キム・ボソク、多田絵美子)8人は、現地との連絡がなかなか難しい状況もあったが、可能な範囲で視察した。

当事者団体の韓国ろう協会を訪問し、運動の経過と手話言語法に対する期待について伺った。関連して障害者団体の連帯が法案成立に果たした役割を確認するため、韓国障害者総連盟を訪問した。また、ソウル市手話教育院を訪問し、手話講習、手話通訳者養成の現場を視察することができた。最終日には、ソウル特別市に隣接している儀旺市手話通訳派遣センター兼ろうあ協会を訪問することができた。ここで地域のセンターとしての法に対する評価・期待について聞くことができた。

公的機関については、ろう教育がどのように変わっていくのかを見るために、国立ソウ

ルろう学校を訪問、また4年前にも訪問した障害者差別禁止法を管轄する国家人権委員会を訪問し、障害者差別禁止法に加えて新たに手話言語法をもとに、どのように手話の普及やろう者の差別禁止が進むのかを伺った。

手話言語法の直接の管轄となる文化体育観光省は残念ながら訪問の約束が取れなかったが、国立国語院を訪問し、施行された手話言語法をもとに、具体的にどのような手話言語に関する施策が進められるのかを聞くことができた。

これらをもとに、我が国における手話言語法制定の必要性、そして手話言語法が障害者基本法、障害者差別解消法、障害者総合支援法などとともに、私たちの暮らしにどのような関わるのか理解することを目的として報告書をまとめた。

本報告の第一章の目的と背景は小中栄一が執筆し、第二章と第三章は倉野直紀と崔栄繁が執筆した。第四章の考察とまとめは、小中栄一が執筆した。

訪問に同行して案内して頂いた日本語と日本の手話言語の日常会話ができる韓国の手話通訳者キム・ボソク氏をはじめ、訪問先でお会いした方々に深くお礼を申し上げたい。本報告が、我が国における手話言語法制定の参考として活用して頂ければ幸いである。

なお本報告書での主な用語の使い方については下記の通りとする。特に韓国手話言語法においては、「手話言語」を縮めて「手語」という用語を使用していることから、韓国手話言語法に基づいての記述については「手語」を用いることをお断りしておく。

- ・手話 → 手語・手話言語 へ統一。
※手話とする場合…例) 日本語の音声に対比して使用する場合や当時の名称等になっている場合。
- ・手話通訳士・者 → 手語通訳士
(韓国には者・士の区別はない。韓国手話言語法に基づいた表記へ統一)
- ・韓国聾人協会 → 韓国ろう協会 (WFD加盟登録・英語表記を日本語訳した名称)
- ・省庁名について、日本の「省」は韓国では「部」となるが(たとえば、国土交通省は韓国で国土交通部)となるが、本報告書では「省」に統一

第二章 韓国について

1. 基本情報

1-1. 韓国の基本情報

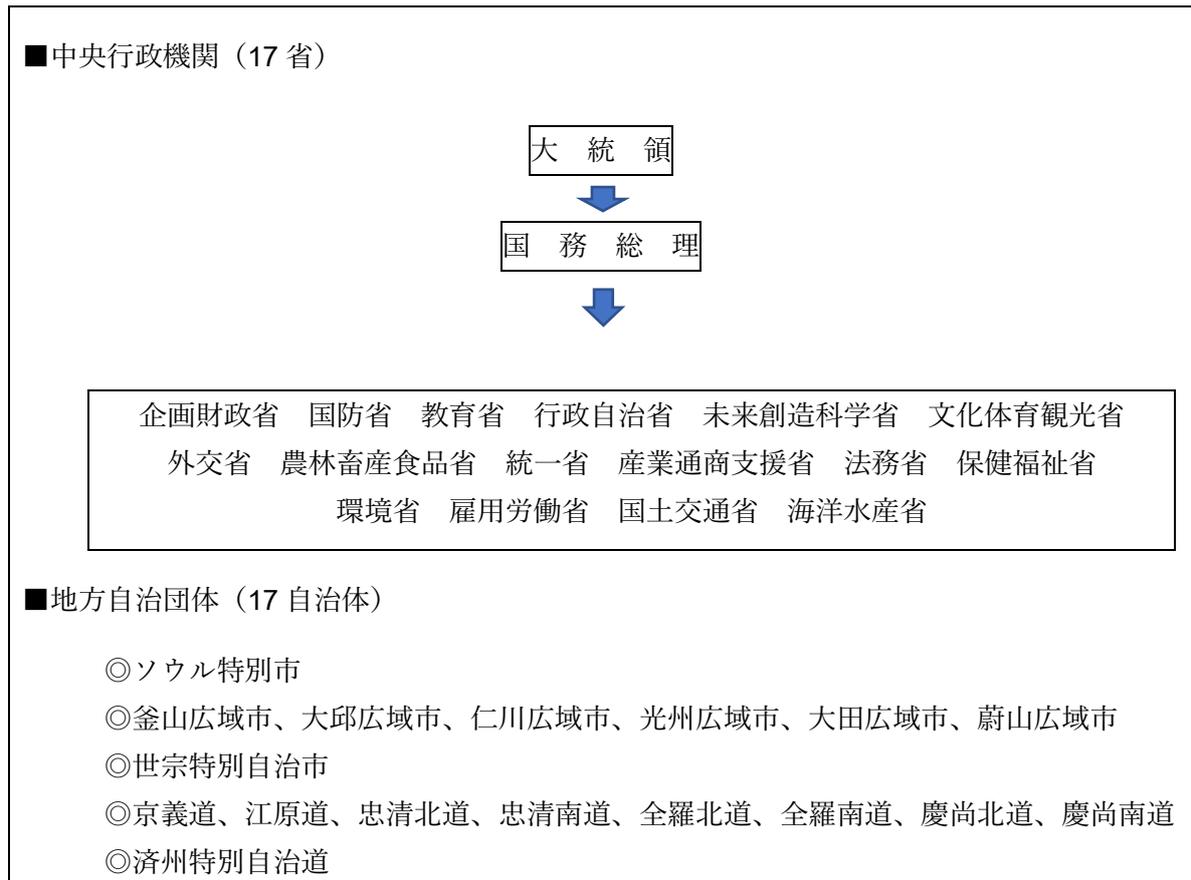
人口は2015年基準で5150万人、国土面積は9.9万平方キロで北海道と同じ規模である。首都はソウル特別市で、人口は990万人であるため韓国全人口の約20%がソウルに住んでいることになる（2015年現在）。

古代より日本と関係の深い朝鮮半島であるが、近代に入って1910年に当時の大日本帝国が大韓帝国を併合し、植民地時代が1945年まで続く。36年間の植民地支配により、日本の法制度や教育制度が独立後にも大きく影響することになる。

1945年に日本から独立し1948年に朝鮮半島の南に大韓民国（以下、韓国）、北に朝鮮民主主義人民共和国が樹立される。韓国では軍事政権を経て1987年に民主化に成功する。現在は、司法、立法、行政の三権分立による民主共和制であり、直接選挙により大統領を選ぶ5年一期の大統領制をとる。現在の大統領はパク・クネ氏（2017年2月現在職務停止中）。国会は一院制で国会議員の定数は300名、地域区（小選挙区）比例代表並立制である。各政党の比例代表名簿の上位に障害者や女性などが載せられ、与野党双方の障害当事者議員が選挙ごとに誕生する。現在の与党はセヌリ党だが、パク大統領に対する弾劾訴追事件により離党者が「正しい党」を結成している。野党は「ともに民主党」が最大野党であり、その他「国民の党」「進歩正義党」などがある。

行政府は、直接選挙で選ばれる大統領が統率し、大統領は国会の同意を得て国務総理を任命し、自らが議長となる国務会議（内閣）の助力を得ながら行政を執行する。国務総理は、行政に関する大統領の命令によって行政機関を統括する。韓国の行政組織（中央、地方）の概要は以下のとおりである。

【韓国の行政組織】



経済規模として、規模を表す国民総所得は世界 11 位（日本は 3 位）、一人当たりの国内総所得（GNI）は 2 万 7 千ドル程度で世界 38 位（日本は 34 位）となっている。

1-2. 障害者の現況

韓国では障害を 15 の種別に分け、障害の程度により重い障害から 1 級として 6 級までに区分し、日本に類似した制度として障害者登録制度がある。これは障害者福祉法に依拠した制度であり、障害者として登録をすることで各種福祉サービスの受給することができるようになる。2014 年末の登録障害者数は 249 万 4660 名であり（うち女性障害者は 104 万 5582 名）、韓国の総人口約 5000 万人に対する登録障害者の比率は約 5.1%となっている。一方、韓国政府は、障害者福祉法第 31 条等の規定に基づいて 3 年ごとに行っている実態調査により、登録をしていない障害者も含めた障害者数を推定値で出しており、2013 年末現在で 272 万 6910 名の障害者がおり、うち 116 万 2570 名が女性であるとしている。この数値では障害者は総人口に対して 5.59%の比率となる。

障害者福祉法上の障害者の定義は「“障害者”とは身体的・精神的障害で長年日常生活や社会生活において相当な制約を受ける者」（障害者福祉法第 2 条）とされ、障害者の種別（障害者福祉法施行令第 2 条、施行規則第 2 条）では、身体、脳病変、視覚、聴覚、言語、知的、自閉性（自閉症）、精神、腎臓、心臓、呼吸器、肝（臓）、顔面、腸ろう・尿ろう（オストミー）、てんかんの 15 種別である。登録障害者の種別、年度別の推移は以下のとおりであり、最近では登録者が微減傾向にある。

【韓国の障害者数】

登録障害者数 [単位：千名]

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
計	2,105	2,247	2,430	2,512	2,519	2,511	2,501	2,494	2,490
肢体障害	1,114	1,191	1,293	1,334	1,333	1,322	1,309	1,296	1,281
視覚障害	217	228	241	249	251	252	253	253	253
聴覚・言語	218	239	262	277	279	276	273	271	269
知的障害	143	147	155	161	167	173	179	184	190
脳病変障害	215	232	252	262	261	258	253	251	251
自閉性障害	12	13	14	15	16	17	18	20	21
精神障害	82	87	95	96	95	95	96	97	99
腎臓障害	48	50	54	57	60	63	67	70	74
心臓障害	14	15	15	13	10	8	7	6	6
呼吸器障害	14	15	16	16	15	14	13	12	12
肝障害	6	7	8	8	8	9	9	10	10
顔面障害	2	2	3	3	3	3	3	3	3
腸ろう・尿ろう(オストミー)	11	12	12	13	13	13	14	14	14
てんかん	9	9	10	10	9	8	7	7	7

出典：保健福祉省（市、道 障害者登録現況資料）

韓国の障害者の生活実態を統計からみる。月平均の所得の格差は、障害者世帯の月平均所得額は223万5千ウォンであり、全国一般世帯の415万2千ウォンの53.8%の水準にとどまり、障害者世帯の月平均の支出額では、障害者世帯は170万6千ウォン、一般世帯は324万9千ウォンの52.5%の水準である(2014年)。満15歳以上の経済活動参加率も全人口におけるそれが63.1%であるのに対し、障害者は39.1%となっており、障害者と障害のない人との格差は大きい。

2. 障害者政策について

2-1. 施策の概要

政府全体における障害者施策の推進のしくみとしては、障害者施策全体をまとめた「障害者政策総合計画」が1998年から5年毎に策定・実施されている。日本の障害基本計画と似た性格を持ち、障害者権利条約の国内実施の監視も、この総合計画の達成度からチェックする。現在は第4次総合計画（2013～2017年）の時期となっている。

2・2. 障害者差別禁止及び権利救済に関する法律

(1) 制定の経緯

障害者差別禁止法は、社会生活上のさまざまな分野における障害を理由とした差別を禁止し、被害者の救済に関して規定する包括的な法律である。この法律は障害者運動から生み出された。2002年より障害者団体による大規模な法制定運動が展開され、翌年の2003年には58の団体によって「障害者差別禁止法制定推進連帯」（以下、障推連）が結成され、その後大きな役割を果たすことになる。2004年には障推連差別禁止法案を発表した。2006年、大統領諮問貧富格差是正委員会が民官共同で差別禁止法の作成をする民間共同企画団が設置し、国会に法案が提出され、2007年3月に国会で採択され、2008年4月11日施行された。

(2) 法律の内容

障害者差別禁止法は6つの章、全50条からなる。

総則（第1章）で、まず障害の定義・適用範囲（2条ならびに6条）を定め、障害者福祉法に沿った規定を行っている。登録障害者以外の障害者も対象となり、これは日本の障害者差別解消法の対象が障害者手帳保持者に限られない点と同様である。6条の「差別禁止」条項で過去の経歴や推測されることを理由にした差別を禁止し、同法の適用を受ける障害者の範囲を実質的に拡大している。4条では障害を事由とした4つの類型の差別を禁止する。直接差別と間接差別、正当な便宜供与（合理的配慮）の拒否、不利な待遇を表示・助長を直接行う広告あるいは効果である。差別禁止法では、合理的配慮は「正当な便宜」とされ（4条①・4）、合理的配慮の適用除外は4条の3に規定されている。

第2章、第3章は各則といわれる部分で、雇用（10～12条）、教育（13～14条）などの個別の分野における差別の禁止と正当な便宜の規定を行っている。財と用益（15～25条）では、動産や不動産取引、建物や交通機関へのアクセス、情報アクセス、文化芸術活動や体育活動における差別を禁止している同節は11の条項からなり、広範な分野をカバーしており、その他、司法・行政、サービス及び参政権（26～27条）、母・父性権・性等（28～29条）、家庭・家族・福祉施設・健康権等（30～32条）、障害女性及び障害児童等（第3章）となっている。

第4章、第5章、第6章は、救済の仕組みの規定や私法上の規定、罰則などを定めている。国家人権委員会が第一義的な救済機関（41条）で、手続き等に関しては国家人権委員会法に準拠する。国家人権委員会の勧告不履行の際には法務大臣に是正命令することができる。損害賠償についても重要な規定を行っている。損害賠償の責任を逃れるためには行為者が故意または過失がなかった点を立証しなければならないという立証責任の転換、差別行為をした者が得た利益を被害者の損害額にみなすことと、それでも証明が不可能な場合は論全体の主旨と証拠調査の結果に基づき、相当の損害額を認定することができる。また、差別行為があったのかなかったのか、という証明を誰がするのかの問題については、訴える側は行為の事実を証明する程度で、加害者側がそれに対して障害に基づく差別がなかったことを立証しなければならなくなっている。

2-3. その他の障害に関する主な法律

法律（制定年度）	概要
障害者福祉法 （1990年制定）	1981年の国際障害者年を機に成立した「心身障害者福祉法」が1990年に現行法に改正。障害認定（登録）制度に関する規定や、各種福祉サービス等に関する規定、障害者政策推進に関する規定など、障害者施策推進のための総合的な法律。
精神保健法（1995年制定）	1995年に法制定以降5回の改正を経て現行法にいたる。精神疾患の予防と精神疾患の医療及び社会復帰に必要な事項を規定し、国民の精神健康の増進を目的とする。日本の精神保健福祉法と類似。24条～26条に非自発的入院の手続きを規定。現在、精神健康増進法への改正作業が進んでいるが、非自発的入院規定は存置。
障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法（1999年制定）	1988年のパラリンピックを機同年12月、割当雇用制度を盛り込んだ「障害者雇用促進等に関する法律」制定。1999年に現行法に改正。障害者雇用開発院の設置や運営、法定雇用率等を定める。現在の法定雇用率は政府部門の政府・地方公共団体の公務員は3.0%、非公務員は2.3%、公企業と準政府機関は3.0%でその他の公共機関は2.3%。民間部門は2.7%。
障害者等に対する特殊教育法（2007年制定）	1977年に制定された「特殊教育振興法」が2007年に同法に変わる形で制定され、2009年から全面施行。特殊教育対象者の選定、就学先決定のしくみ、特殊教育支援サービスの内容等を規定。住んでいる場所から一番近い学校に行くことが原則。学籍は普通学校であれば通常学級。普通学校の特殊学級は日本の通級学級のイメージ。
障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進の保障に関する法（1997年制定）	公共の建物、公衆の利用施設、共同住宅、通信施設、公園等におけるバリアフリーを推進する法律。保健福祉省所管。
交通弱者の移動便宜増進法（2005年制定）	鉄道や船舶、航空等、交通分野のバリアフリーを推進する法律。便宜増進5か年計画の立案が義務化。国土交通省所管
社会的企業育成法（2006年制定）	同法で定める社会的目的の実現のために収益事業を行い、障害者を含む一般雇用に結び付きにくい脆弱階層（高齢者、移住労働者、シングルマザー等）を一定の割合以上で雇用する社会的企業を設置、支援する法律。社会的企業には3年間のコンサルティングや賃金補てんや税制優遇等の支援が行われる。社会的企業には中小企業生産品の優先購買制度が適用される。

<p>重度障害者生産品 優先購買特別法 (2010年制定)</p>	<p>重度障害者生産品施設に指定された施設の製品を政府機関や公共企業が優先的に購入する制度を定めた法律。「障害者生産品優先購買制度」を法定化したもの。保健福祉省から指定を受けた重度障害者生産品施設で生産された製品を公共機関がその総購買額の1%以上、優先購買しなければならないこととされている。</p>
<p>手話言語法(2015年制定)</p>	<p>韓国手話言語が国語と同等な資格を有するろう者固有の言語であることを明確にし、韓国手話言語の発展及び保全の基盤を整備し、ろう者と韓国手話言語使用者の言語権と生活の質を向上させることを目的とする法律。</p>
<p>点字法(2016年制定)</p>	<p>点字がハングルと共に韓国の文字であることを規定し、点字及び点字文化の発展と保全の基盤を準備し、視覚障害者の点字使用の権利を伸長し、生活の質を向上させることを目的とする法律。</p>

2-4. 国家人権委員会

障害分野のみではなく、差別や権利侵害からの救済機関として国家人権委員会があり、その設置法は国家人権委員会法(2000年制定)である。国家人権委員会は国内人権機関の在り方の原則を定めたいわゆるパリ原則に基づいた人権機関であり、司法府、立法府、行政府の三権から独立した国家機関である。性別や出身国、障害などの属性による権利侵害や差別行為の調査や、被害者の救済や人権啓発、人権に関する研究等を行う。国家人権委員長は閣僚級であり、大統領が任命する。職権調査権限を持ち、人権侵害等があったと判定した場合、是正勧告をすることができる。

障害に関しては、障害者差別禁止法上の救済機関として、障害差別一般を担当する障害差別1課と精神障害者の権利侵害や施設問題を扱う障害差別2課が設置されている。障害差別に関しては年に1000件以上の申立てがなされているが、特に差別禁止法が施行された2008年以降、大幅に増えている。聴覚障害者に関してどのような事例が国家人権委員会に申立てられているのか。申立ての中で、50%は肢体障害者、聴覚障害と視覚障害が約10%の割合であるとされる。申立ての分野は財・サービスの分野、特に、移動や情報・コミュニケーションのアクセシビリティに関するものが多い。例えば、聴覚障害者からの申立て事例としてネットバンキングなどの本人認証の問題がある。これを一度に是正することはできないが、同様の事例が挙がってくるごとに、障害者差別禁止法の救済の手続きに則り業者に対して改善を働きかけた結果、現在ではチャットによる本人確認ができるように改善されてきている。

2-5. 障害者権利条約と障害者施策

韓国は民間共に障害者権利条約交渉に積極的に参画し、とくに第6条の女性障害者条項や第19条の自立生活条項の制定に大きく貢献した。そして2008年には条約を批准し、2011年、権利条約上の義務である最初の政府報告書を国連の障害者権利委員会に提出した。そして、2014年9月に韓国政府に対する審査（建設的対話）が行われ、同年10月に総括所見（concluding observation）が出されている。総括所見の内容について、手話言語に関してパラグラフ41と42で以下のように述べている。

「41. 委員会は、韓国手話が締約国において公式言語として認められておらず、点字を公式文字として宣言している法案が国会に係留中であることを懸念する。また委員会は、放送物、特にテレビ番組、に対する障害者のアクセスを確保する規定において量についての基準があり、番組の質の確保についての基準がなく、手話や字幕、画面解説、読みやすい／理解しやすい内容を通じて、また、その他のアクセスフォーマットやモード、コミュニケーション方法による十分にアクセシブルな情報の提供ができていないことに懸念する。」

「42. 委員会は締約国に対し、韓国手話を公式言語として承認し、点字を韓国の公式文字として認める法案の採択を勧奨する。また、委員会は放送に対するアクセシビリティを保障する規定に、番組の質に関する基準を含め、手話や字幕、画面解説や読みやすい／理解しやすい内容、その他のアクセスフォーマットやモード、コミュニケーション手段を通じてアクセシブルで十分な情報の提供と共に含めることを確保することを同時に含めることを勧告する。」

これは日本も大いに参考にすべきである。

条約の実施については2-1で述べたとおり障害者政策総合計画の進捗状況のチェックを持って条約履行の監視としており、権利条約第33条に規定される国内実施においては、保健福祉部障害者政策局がフォーカルポイント（中央連絡先）となり、12部庁（省庁）が関係部局とされている。調整のための仕組みとして国務総理（首相）直属の障害者政策調整委員会が設けられている。障害者政策調整委員会は国務総理以下、政府委員15名、民間委員14名で構成され、民間委員には韓国の主な障害者団体又はその連合体の幹部が含まれている。また独立した監視機関として国家人権委員会が指定されている。

行政機関による障害者政策総合計画の実施以外に、国家人権委員会が条約履行のための5か年計画の立案を計画している。

3. 韓国のろう教育・手語通訳（手話通訳）士の現況

3-1. 教育に関する施策について

韓国のろう学校における教育の状況について、国立ソウル学校を訪問し、聞き取りを行った。

（1）韓国における「特殊教育（ろう教育）」の始まり

戦時中、日本が韓国の統治をしていたとき、ソウルに再生院（病院）があり、そこに1913年に盲啞部が開設されたのが、専門的なろう教育の始まりであるといえる。現在、ろう学校は国立1校、公立が5校、私立が13校ある。

なお、韓国では障害児への教育である「特殊教育」は法整備が進まず、1977年に「特殊教育振興法」が制定されたのをきっかけに、1986年に義務教育になった。義務教育となるのが遅かったため、教育を受けることができず、文の読み書きが不得手な方が多いろう高齢者も多いとのことである。



写真1 国立ソウルろう学校 ヨ・ジョンギョ副校長(左)から韓国における特殊教育の歴史等を伺った
: 日本視察団撮影

(2) ろう教育の状況

義務教育化以降、ろう学校は1クラスの法的定員は20名となっている

が、小学部、中等部はインクルーシブ教育の影響で生徒が減っている。高等部は、地域の学校でコミュニケーションなどの理由で勉学についていけない生徒が、ろう学校に戻ってくることもあり、減っていない。また、ろう学校の生徒の減少は、出生率の低下や人工内耳装用児が増え、親の希望により地域の学校に通うことが多いことも影響している。また、ろう学校から地域の学校へ通級する例もある。

韓国におけるろう教育は、1982年より「トータルコミュニケーション方式」で、手語と口話を並行して教えてきた。「社会統合（難聴児・ろう児が社会で聞こえる人とともに生活・活躍できるようにという意味で使っていると思われる）」が目的である。

現在はろう児に人工内耳の装用が広がっており、親の意向に添い、人工内耳装用児には口話教育が中心となっている。中等部、高等部では口話と手語を併用したトータルコミュニケーション方式をとっている。なお、国立ソウル学校では、ろう児だけでなく重複障害児も在学しており、ろう児と重複障害児と分けて教育を行っているとのことである。

(3) ろう学校教員の状況

国立ソウル学校には、教員57名、生徒129名（幼稚部・小学部・中学部・高等部：2016年4月現在）が在籍している。手語を重視しており、教員57名の中に、韓国手語通訳士の資格を持つ教員が5名、ろう教員は2名いる。教員になるためには国家公務員試験に合格しなければならず、そのため、ろう教員はまだまだ少ないとのことである。

国立ソウル学校では、校長、副校長といった管理職の異動はあるが、教員については専門性の確保のため、自らが異動を申し出ない限り異動はない。公立では基本的には5年間、希望により最長5年間延長できる。

韓国手話言語法の制定効果により、2016年4月から教育庁の支援により、手語のできない教員向けには夏休み等を利用した90日間研修、新任の教員には4週間の手語研修がある。この研修の認証制度のプログラムや教材は、国と韓国ろう協会等で作ったとのことである。また、韓国手話言語法制定前から、教育庁で教員が手語通訳士をとるための予算があり、公立には35～40名ほどの手語通訳士を持つ教員がいる。

教育での手語と通訳のための手語は分けるべきであり、教育ではろう児の学習能力と発達の度合いに合わせて手語を教えていく必要があると考えている。そのために、教科毎や地域の手語を統一していくことを進める。また、ろう学校の教材を韓国ろう協会で作成しており、今後もさらに、教科書や教材を手語で補足できるようなものも必要になると考えている。

3-2. 障害者福祉法に基づく手語通訳センターの設置状況及び手語通訳士に関する施策について

韓国における手語通訳センターの運営の状況について、儀旺市手語通訳派遣センターを訪問し、聞き取りを行った。

韓国では、「障害者福祉法」第58条第1項第2号にて、手語通訳、遠隔手語通訳、相談等を担う手語通訳センターが規定されている。そして、韓国手話言語法第16条第5項に、国と地方公共団体は障害者福祉法に基づき、手語通訳センターを設置運営することができるものと規定されている。

現在、全国で手語通訳派遣センターの設置は196箇所を超えており、2006年以前は国が運営していたが、2006年以降、地方分権により、国の委託により韓国ろう協会が運営、自治体が運営費用を出す仕組みになりつつある。

3-3. 韓国手語通訳士の養成の実情について

韓国の手語通訳士の養成やその実情についてソウル市手語教育院への聞き取りを行った。



写真2 ソウル市手語教育院にて：日本視察団撮影

(1) 韓国手語通訳士の実情

韓国では、手語通訳の資格は、日本は「士」「者」とあるのに対し、「士」のみである。手語通訳士の資格は聴覚障害のない者だけではなく、ろう者も取得することができる。

ろう学校に通うことができなかつたため、文の読み書きが不得手であり、手語ではなく主に身振り手振りを使うろう者と手語通訳者（聴覚障害のない者）との意思疎通の支援を行うため、ろうである手語通訳士が利用される場合があるという。

ソウル市手語教育院は、韓国手話言語法が制定される前から、ソウル市からの委託を受け、ソウル市ろう協会が運営を行っている。受講者は300人を超えるとのことで、年齢層も見た感じでは若い人が多いという印象を受けた。当日は、2日後に韓国手語通訳士の試験を控えていることもあり、聞き取りの間も受講者の出入りが激しかった。

なお、韓国手語通訳士試験の内容は、①聞き取り通訳、②読み取り通訳、③手語表現の書き取りであり、実施は韓国ろう協会に委託されている。

(2) 手語通訳士の養成カリキュラムや指導方法

講師は1クラス1名を基本とし、教育経歴のあるろう者（ろう手語通訳士）や聞こえる手語通訳士が担当している。なお、講師の数は20名近くおり、講師として登録するためには、面接の上決定する。

カリキュラムは、基礎クラス、中級クラス、高級（上級）クラスと3クラスが基本であり、また別に基礎クラス、中級クラスの単語クラス（手語の単語の語彙を増やすのが目的）がある。

募集方法はインターネット公募（YouTubeを活用）で行い、いつも定員を超える応募があるが、それは手話言語法が制定される前から同様だと言う。

カリキュラムのペースは、基礎クラスの例では1週間で4日間開催し、1か月程度で修了し、中級クラスに移行するペースである。このペースだと、基礎・中級・高級クラスを4ヶ月間程度で終えることになり、日本では想像できないかなり早いペースだと感じた。

指導方法については、テキストを使いながら進め、基本的には会話中心で学び、単語は教えないという。そのために、単語クラスというものがあるのではないだろうか。また、テキストも、講師の手語表現を見ることに集中してほしいため、例文のみとし、手語イラストは載せないという。なお、講座の間は、受講生がテキストを見なくても良いよう、例文はプレゼンテーションソフトで投影されていた。テキストは、主にメモなど書き込みのときに使用するという、補助的なものとなっている。

1. 韓国手話言語法について

韓国手話言語法の制定経過、そして韓国障害者差別禁止法との関係について、韓国ろう協会、韓国障害者団体総連盟、韓国 DPI、国立国語院を訪問し、聞き取り調査を行った。



写真3 韓国手話言語法について語るイ・デ・ソップ会長：日本視察団撮

(1) 韓国手話言語法の制定経緯

まず、韓国手話言語法の制定は、韓国のろう者だけではなく、他の障害者や国としても必要だという共通認識のもとに制定されるに至ったことを強調しておきたい。

韓国では、「障害者差別禁止法」が2007年に成立したが、それには障害者団体が大同団結して行った運動の成果である。大きな意義を持つ障害者差別禁止法であるが、手話通訳者の使用には7日前までに申請すべき旨が規定されているなど(障害者差別禁止法施行令第14条4項)、ろう者の実生活に照らして課題も多い。2008年には韓国ろう協会が中心となって当時の与党であるハンナラ党の議員と共に「手話関連法制研究及び推進委員会」を作り、懇談を重ねている。しかし、手話言語法制定の運動が本格化したのは2011年ろう学校と寄宿舎の虐待問題を映画化した「トガニ 幼き瞳の告発」によって、ろう児、ろう者の問題が社会に大きな反響を巻き起こしてからである。特にろう教育への関心が高まり、「手話が言語として認められない状況には限界がある」として2011年に保健福祉消費登録団体が中心となる「手話言語の権利の獲得のための共同対策委員会(手話協対委)」、2012年に保健福祉省登録団体が中心となる「手話基本法連帯(のち「手話言語法連帯」)」が結成されるなど、障害者団体による運動が本格的に始まった。

こうした動きをうけて、2012年11月に正義党のチョン・ジンフ議員与党セヌリ党のイ・エリサ議員が「韓国手話言語法案」(2012年12月)を発議するなど、制定までに4つの法案が議員より発議された。これらの内容を公聴会を経て調整したものが法律となったのである。

こうして、2015年12月31日に韓国手話言語法が成立し、2016年8月2日には施行令が採択された。また、2016年2月には韓国手話言語法に続く形で点字法が成立した。

韓国手話言語法は、韓国ろう協会や他のろう者関係の団体の要望のほか、国家人権委員会から政府に対して行う政策勧告の中で手話言語法の必要性を勧告したことも影響を与えた。

(2) 韓国手話言語法の意義について

ろう団体だけではなく、他の障害者団体からも要望が出されたことについて、韓国障害者総連盟や韓国ろう協会から、以下の通りの説明があった。

- ・視覚障害者や身体障害者に関しては以前からバリアフリー法等の法律や予算があったが、ろう者に関連してろう者に特化した法整備が遅れている面があった
- ・韓国障害者総連盟では、各団体持ち回りで総連盟の代表を担当することになっており、視覚障害者団体も韓国ろう協会の会長も交替で2～3年総連盟の代表をなつたことがある。そのため、自然と他の障害者団体にも韓国手話言語法の必要性の認識や支援が広がった。
- ・今まで遅れていたろう者関連の法整備が進んだ（韓国手話言語法制定）ことにより、点字法も速やかに整備されるなど、他の障害者関連の法整備の促進や施策にも波及効果が期待できる。

ろう者や手語に関して、それまでの障害者関連の法律ではカバーができていない現状や、遅れている面の法整備が進むことで障害者全体の福祉や権利保障の底上げにつながるということについて、障害者全体の共通認識があったということである。



写真4 インタビューに応じる韓国ろう協会のイ・デソプ会長 : 日本視察団撮影

2. 韓国手話言語法における手語（手話言語）施策について

2016年8月に韓国手話言語法が施行された今、韓国における手語（手話言語）施策はどのようなになっているのかを調査するため、国立国語院にて聞き取りを行った。

(1) 韓国における「手語」の定義について

韓国は、さまざまな法律で「手話」と記されていたのを「手語」に改定したが、それは国語院が「手話言語=Sign Language」と、Language（言語）と付くことから手話を言語と認め、「手話言語」を縮めて「手語」としたとのことである。「手話」を「手語」に置換したものではないことに留意すべきである。

なお、ろう者間のコミュニケーションの円滑化が韓国手話言語法の1つの大きな目標

となっており、地域によって手話がちがうので標準化のためにも、映像等による手話収集を行う実態調査や研究は必要だと考えている。

(2) 韓国手話言語法における国立国語院の役割と事業

国立国語院は、韓国における言語分野（韓国語、韓国手語などの特別言語）を管轄する組織である。国語政策の一つとして、国語（韓国語、韓国手語）の電話サービス、観光政策も行っている。

手話言語法ができて間もないため、担当部局となる国立国語院の特殊言語振興課が設置されたのが2016年9月ということで、研究事業などの本格的な取り組みは始まっていない。しかし、手語の普及には以前より取り組んでおり、2016年には韓国手語辞典の発行のほか、韓国手話言語法制定に際し、ソウル市の地下鉄車両に設置してあるモニターにて啓発映像を流すなどの手話言語の啓発を行っている。また博物館での手語映像解説（スマートフォンでQRコードにかざすと手話動画で解説を見られる）等の技術研究にも取り組んでいる。

先にふれた通り、国立国語院の中に手話言語の調査研究などの担当部署となる「特殊言語振興課」2016年9月29日に新設された。手語以外に特別言語としての点字についても所管することになっている。特殊言語振興課は定員6名のうち3名が就任し、残りは来年度までに補充を行う。

特殊言語振興課としての予算は、2016年度は8,000万ウォン（約800万円）。



2017年度は13億ウォン（約1億3,000万円）を要求しているが、国会承認が必要になる。

今後の方針としては手語に関する実態調査を行い、その調査をもとにいくつかの事業を行う。ろう者間のコミュニケーション、ろう者と聞こえる人とのコミュニケーションが円滑になるように支援していきたいと考えている。

写真5 韓国手話言語法における韓国国立国語院の役割と事業について 特殊言語振興課 チョ・ホソ 課長（右から2人目）から現状を伺う：日本視察団撮影

(3) 国立国語院の手話言語施策

韓国手話言語法は、手語と韓国語が同等であることを規定し、手語の発展と保存をベースとし、手語による言語権の保障と生活の向上を内容に盛り込んでいる。韓国手話言語法には「国、地方自治体はろう者が手語通訳を必要とした場合は支援をしなければならない」とある。

国立国語院では、中長期計画立案を行い、手語単語の標準化、辞典の製作・発刊、手語教員の養成、教材開発を予定している。

2016年度事業としては①手語資料の統合システムの構築（併せて点字の標準化も行う）、手話映像の製作、②手語広報・啓発事業、③手語辞典の製作である。

2017年度は①②③のほかに手語の教育課程の開発と評価、言語環境の調査、手語文化学校の運営などを予定している。

(4) 韓国手話言語法第11条（韓国手話の教育等）第3項、第4項に定める、ろう児への手語を使った教育環境を構築するために

ろう児の言語獲得における手語の選択については今後の課題だが、現在の教科書や教材の手語への翻訳については、今後、一部を補足的にイラストの活用や手語動画でわかりやすく学べるようにしたいと考えている。

手語教員の資格制度は、韓国手話言語法施行令で手語教員1級、2級の資格要件を規定している。現在はまだ手語教員の養成課程をもつ学科はないが、実態調査をし、手語教員の目標数等の検討を経て、2017年度より本格的に事業を実施していく。

また、現在ある手語通訳士認定制度だけでなく、これからはより専門性の高い手語通訳士を養成できるようにしていきたいとのことであった。韓国手話言語法で国、自治体の手語通訳士利用への支援を規定しているので、ろう者へも大きな利益がある。

第四章 障害者差別禁止法と手話言語法の関係

1. 調査について

2016年10月7日、国家人権委員会を訪問した。障害者差別禁止法と手話言語法の関係や、正当な便宜供与などの差別是正に手話言語法がどのような影響を与える可能性があるかについて調査することが目的である。国家人権委員会の障害差別1課パク・ソンナム課長とイ・インヨン調査官、障害差別2課調査官で弁護士のキム・ウォンヨン氏と意見交換を行った。以下は調査等に基づいて課題等を整理したものである



写真6 国家人権委員会面談の様子 右から障害差別調査1課 パク・ソンナム課長
障害差別調査2課 キム・ウォンヒョン 調査官：日本視察団撮影

2. 障害者差別

禁止法と手話言語法の関係

(1) 課題の設定

手話言語法制定そのものの必要性は、国家人権委員会の政策勧告によって韓国政府が策定した「第2次国家人権政策基本計画」に含まれており、国連障害者権利委員会からの勧告もあり、法案提出は2013年にすでにされている。法律の内容の細部や実現の時期はともかく、国家人権委員会や韓国政府の中ではその必要性が以前より指摘されていたことになる。そして2015年内に国会が成立させた。

そこで今後は、ろう者の公用語としての手語がどれだけ普及するかに焦点が当たってくるが、障害者差別禁止法との関係は特に重要となる。正当な便宜供与（合理的配慮の提供）を公共機関や一定規模の企業に対して義務付けているためである。手語を使用するろう者が公共の場において手語を利用することができるかについては、障害者差別禁止法の運用に大いに左右される。つまり、ある案件が申し立てられた時に国家人権委員会の差別有無の判断に対して、手話言語法がどれだけ影響を及ぼし得るのかが大きな関心事項となる。

(2) 障害者差別禁止法の手語に関する規定

障害者差別禁止法上、どの部分の規定が手語と関係するのだろうか。まず、以下の法律全体にかかる総則部分の第4条は大変重要である。第4条（差別行為）の①の類型別の差別の定義とそれらの禁止規定、同条②の「“正当な便宜”とは、障害者が障害のない人と同等に、同じ活動に参加することができるように、障害者の性別、障害の種別及び程度、特性等を考慮した便宜施設・設備・道具・サービス等、人的・物的な諸般の手段と措置をいう」の定義すなわち合理的配慮の定義、③の差別行為の正当化事由の規定は押さえる必要がある。

そして、各側部分である個別分野の「正当な便宜」の規定である。例えば、労働に関する正当な便宜供与義務（第11条）の①の6、教育に関する正当な便宜供与義務（第14条）の①の4、情報・意思疎通に関する正当な便宜供与義務を定める第21条など様々な分野における正当な便宜の内容に手語が明記されており、明記されていない分野の正当な便宜にももちろん手語の利用は含まれる。

(3) 差別禁止と施策推進でのツイントラック・アプローチの必要性

障害者差別禁止法は、当該障害者が自らの活動に必要な手語の利用を可能にするための正当な便宜供与（合理的配慮の提供）を求めることができ、それが拒否された場合に拒否した側の差別となることもあり、差別とされた場合に何らかの措置が必要となる。こうして障害者の権利保障を進めるのが差別禁止アプローチであり、大きな効果を期待することはできるが、このアプローチにももちろん限界がある。すなわち社会資源の量と質の問題である。そして関連して、正当な便宜供与の内容は過重な負担への考慮を入れながら、申し立てる側と申し立てられた側の妥協点を探る機会を平等を保障する、というものであるため、求めた便宜が必ずしも保障されない、という問題がある。双方が納得すればコミュニケーション手段を手語の利用の代わりに筆記でもよいためであ

る。質の高い手語を利用できるように例えば国や自治体、民間事業者に手語通訳士を増やすべきといったことまで求めることが難しいということである。

そこで、手語の研究や普及、手語通訳士の養成など手語の利用環境の整備にはそうした施策の推進を進めるアプローチも必要ということになる。施策を推進し、社会環境の整備を進めながら、差別禁止アプローチで個別具体的に権利保障を図っていく、というツイントラック・アプローチが手語の保障、すなわち障害者の権利の保障に大きな効果をもたらす。この施策推進アプローチの根拠法に手話言語法がなりうる。施策推進の根拠法である手話言語法にはさまざまな国や自治体の責務が規定されているため、正当な便宜供与の内容の判断に当たり、そうした責務が十分に果たされていないと国家人権委員会が判断すれば、勧告などの何らかの措置がとられることになる。例えば、手話言語法第 16 条（手語通訳）に定める国と自治体の役割が根拠となりうる。また、同第 16 条の③で国と自治体がろう者の「求職」において手語通訳を支援する旨が規定されている。求職時の正当な便宜供与について障害者差別禁止法に明示規定はなく、ろう者の求職時の正当な便宜供与の有無の判断に影響がでてくるとある関係者は述べている。

こうしてみると、障害者差別禁止法と手話言語法は補完関係にあるのが理解できる。決して別個関係のない法律ではなく、手語の普及等、ろう者の権利保障のために差別禁止と施策推進を両輪として進めるツイントラック・アプローチが求められる。韓国の手話言語法の内容において施策推進の部分が弱い、という指摘も別の場で聞いた。施策の推進という点では、たしかに日本の場合には障害福祉との連関性を明確にすべきなのかもしれない。ろう者の公用語としての手語がどのような形で普及していくのか、今後の継続した調査が必要であると思われる。

第五章 韓国手話言語法の視察のまとめと考察

まず、打合せ、視察訪問先それぞれについて、ポイントになると思われたことを箇条書きでまとめてみた。その上で全体としてのまとめと考察を行った。

●2016年10月5日ガイドとして同行してもらったキム・ボソク氏（韓国手語通訳士）との打ち合わせなどのまとめ

- ・韓国手話言語法がスタートしての期待は、韓国手語の標準化、講師の養成のレベルアップ、ろう教育における手語活用などにあるとのこと。
- ・韓国のろう者の反応として、手話言語法が制定されたことはみんな知っている。教育面にかかる内容が多く、生活を変えていく施策が少ないことへの不満があるという。
- ・韓国では障害者、ろう者に対する差別がまだまだ多い。理解が広がっていない。日本の方が、聞こえない事に対する理解があり配慮してもらえる。韓国では、まず法律を作ることにより、その法律をもとに社会を変えていくやり方があるとの話は興味深いものがあった。

●韓国ろう協会訪問

- ・韓国では法案は議員が提出するとなっており、手話言語法に関しては4つの法案がだされたが、一本化調整することはできた。議員に何度も会い、同じ話を何度も繰り返し粘り強く説得してきたとのこと、粘り強くロビー活動を重ねてきたことが窺えた。
- ・「手語」としたのは、国立国語院であり、韓国のろう者は「手話」、「手語」まちまちに使っている。手語が韓国の社会にまだまだ広がっていないので、普及啓発をしていきたいとのこと。手語を教えることができる人を増やす、ろう者の手語の標準化やレベルアップを考えたい。教育面では人工内耳の普及が急で、保護者の手語に対する理解がなく、大きな危機感を持っていることが窺えた

●国立ソウルろう学校

- ・韓国手話言語法制定後、ろう学校教員に対し90日間の手語研修を行う、新たにろう学校に赴任する教員に対しても4週間の手語研修もということは大い。
- ・国立ソウルろう学校は日本の筑波大学附属聴覚特別支援学校（筑波大学附属聾学校）と同じような学校なので、教員の異動は基本的になく、全員が一定の手話技術を持っているようである。以前からトータルコミュニケーションで教育を行っている。手語通訳士資格を持つ教員も5名いる。ろう教員は二人と少ないが、試験に受かる力を持つろう者が少ないためである。
- ・公立のろう学校では日本と同じように異動があり口話中心のように思えた。学校数が韓国全国で19校というのは少ない。韓国ではインクルーシブ教育の影響があり、ろう学校に在学する児童生徒の数が減少し、地域の学校に通うろう児も多い。やはり、人工内耳装用児童が増えていること、保護者の音声言語優先への声の大きいことに危機意識が見られた。

- ・手話言語法により、ろう学校で手語を習得し手語能力を伸ばし、教育学習言語として手語を使用することを定めたことは大きく、今後への期待は大きいですが、厳しい状態でもあるようだ。

●ソウル市手語教育院

基礎クラス、中級クラス、高級（上級）クラス、また単語力向上のクラスなどが設定され、定員は20名～40名、講師はろう手語通訳士、手語通訳士が担当、基礎クラスなどろう者一人で指導するクラスあり。週4回のカリキュラム、一ヶ月で修了とのことだが、手語通訳士合格までの平均年数は3年～4年とのことだった。テキストは、初めてのクラスでも文字だけで編集されており、講師の手語を見て、また会話の中で手語を覚えていくスタイル。手語単語の本は別売。教室での指導の参観はできなかったのが残念ではあるが、日本の手話奉仕員養成・手語通訳者養成のカリキュラムと基本的には大体同じ感じで、日本よりナチュラルアプローチ中心か。受講者は手語を使う機会が少ないので、「今日は手語教育院にいる間は手語のみ、声は出さないで。」との掲示あり。手語を使う機会が少ないということは、やはり日本の手話サークル活動の存在は大きいのではないかと思った。

この手語教育院は、現在の韓国ろう協会の会長さんが、ソウル市ろう協会会長のときに設立したとのこと、手話言語法以前から運営されている。韓国手話言語法において文化体育観光省が「手語の使用促進及び普及のため、公共機関及び韓国手語関連法人・団体を韓国手語教育院として指定することができる」とあるが、この手語教育院もその指定になるのだろうか。

なお、同行の韓国手語通訳士に、「手語通訳士の年収は、他業種と比べてどれぐらいのレベルとなるか？」と聞いたところ、「平均で言えば、福祉従事者と同じぐらいの年収」とのことであった。韓国で福祉従事者の年収はどれぐらいの位置づけとなるかはわからないが、手語通訳が職業として成り立つからこそ、手語訳士を目指す人（特に若い人）が多いということに現れていると考える。

●国立国語院

- ・まだ準備の段階であった。まずろう者間のコミュニケーションがスムーズにできるよう、韓国手語の標準化への実態調査、辞典の作成、手語教員の養成、教材開発を予定し、2017年度は13億ウォン（約1億3,000万円）の予算要求中。
- ・国語院として「手話言語」だからこれを縮めて「手語」としたとのこと。
- ・韓国ろう協会とも意見交換し、保健福祉省、文化体育観光省他と協力して施策を進めていきたいとのこと。
- ・一般の人々への手話言語の理解、普及啓発も国語院の担当になる。6月～8月にろう者、手語啓発動画を地下鉄車両のモニターにて流した。
- ・韓国手話言語法では、手語の研究、実態調査、使用促進・普及については文化体育観光省が管轄となっている。文化体育観光省のもとに国語院が仕事をする形のようなのである。
- ・日本では、連盟結成時に各地から参集したろう者同士で手語が違うために、やり取りに苦労し、それが「わたしたちの手話」刊行につながったが、韓国では地域間の手語の標

準化・共通化はこれからの課題なのかもしれない。

●障害者団体訪問

- ・3団体事務所を訪問したが、特に韓国障害者団体総連盟の事務総長らとヒヤリングできた。
- ・総連盟では、2～3年間各団体持ち回りで連盟の代表を担当し、韓国ろう協会会長も持ち回りで担当した。その経験もあり韓国手話言語法制定運動について理解が広がり、他の障害者団体からの支援を得ることができた。また手話言語法制定運動が点字法の制定にもつながったとのことである。
- ・韓国手話言語法については、制定過程や制定後の法律の内容を見ると、言語研究に偏り、手語の標準化に重きがおかれ、手語の保障や提供サービスなどの実際のろう者の生活が変わることにつながるものは少ないとの不満もあるのではないかと指摘があった。暮らしにつながるサービス面の規定が手話言語法にはない。言語面での法整備とサービス面での法整備の二つが必要であるとして、日本の手話言語法制定と情報・コミュニケーション法制定の二つの取り組みを行っていることに対して評価していただいた。

●国家人権委員会

- ・2014年の時に訪問しており、2回目。申し立ては年間1,000件ぐらい。約50%は肢体障害者、聴覚障害と視覚障害が約10%の割合。内容は移動、情報、コミュニケーションのアクセシビリティにかかるものが多い。労働関係が多いただろうと予測していたが、全体のうち10%と少なかった。韓国においても法定雇用率制度が導入されており、政府部門は法定雇用率が3%、民間部門は2.7%とされ、単純に比較することはできないが、この数値は日本のそれより高い。すなわち、雇用される障害者の数は増えているが、職場定着や労働の質の確保については課題が多いということである。聴覚障害者からの事例の一つに、ネットバンキングやショッピングなどの本人認証の問題があり、改善を働きかけ、チャットによる本人確認ができるよう進んできた。しかし、韓国で実施されている電話リレーサービスは使えない。金融機関は、中継する手語通訳者は認めていないとのことである。
- ・手話言語法制定の必要性は、人権委員会として計画に入れ、国連からも勧告があった。障害者差別禁止法だけでは、社会資源や制度が整っていない。そのため手話言語法による施策の推進は大切である。また障害を理由とする差別かどうか、合理的配慮の提供が成されているか判断の根拠として、韓国手話言語法の第16条(手語通訳派遣センター等)に定める国と地方自治体の役割が根拠となりえる。但し、行政で手語が通じるようにしたいと障害者差別禁止法と手話言語法の二つを根拠に要望することはできるが、代替措置が認められるので、遠隔地手語通訳のシステムが置かれるなどの難しい問題もあるとの話が印象に残る。

●儀旺市手話通訳派遣センター兼ろうあ協会

- ・ソウル特別市を離れた地域のろうあ協会とセンターを訪問できたことは貴重な経験だっ

た。ろう者が歓談できるサロン、ゲーム器具もおかれて練習できる小さなホール、食堂的な部屋もあり、地域のろう者が集まれるセンターであり、日本の聴覚障害者情報提供施設と類似していると思われる。

- 手語通訳派遣センターとして手語通訳者は7人雇用しており、手語通訳のニーズには対応できているとのこと。次年度の予算確保につながるので利用実績を上げるよう努力している。実績が下がればすぐ予算が削られる。地方分権のため、国と地域の自治体からの資金により運営しているので、地域の予算が厳しい。地域の行政府と議員に要望することは欠かせない。儀旺市のセンターは比較的予算は良い方ではないかと感じた。
- 聞こえる人のろう者、手語の理解が不十分であり、手語通訳者のレベルも高めていく必要がある。母親が日本人のセンター所長の話では、手語通訳派遣センター方法が良いとは思っていない。日本の手話通訳者は心のこもった丁寧な通訳をしてくれた。韓国は仕事としてするだけ。また社会全体に差別が多い、差別をなくし平等にすることが必要だとの話が印象に残っている。
- 手話言語法の経過に詳しい人の話を聞くことができた。手話言語法制定のひとつのきっかけが映画「トガニ」にあること、「ろう者の公用語」という書きぶりになっているが、もっと広い範囲にするべきだったとの話が印象に残っている。
- 年間の手語通訳士派遣件数は「かなりある」とのことである。手語通訳士派遣だけでなく、遠隔手語通訳にも対応しているようである。「手語通訳現場で通訳を受ける側（ろう者）として困るケースは何が多いか？」との質問に、「電波が悪いときは映像が切れたりすること」と回答があったことに、韓国では、遠隔手語通訳は、もう通訳方法の1つとして定着しているのではないかという印象を受けた。

なお、韓国手話言語法第13条（韓国手語の情報化）第2項に、国は遠隔情報通信サービスや情報通信網を活用し、誰でも手語を便利に使用することができるよう、必要な施策を用意しなければならないとあり、これも後押しとなっていると思われる。

- センター長から、韓国は手語通訳派遣センターがたくさんあるとはいっても、日本の手話通訳者のように、ろう者の気持ちに寄り添った通訳を全てでしてもらえないわけではない、そういう意味では日本を羨ましく思うことがあると話されたことは興味深い。同行の韓国手話通訳士と雑談の折に、「日本は手話通訳者の団体があるが、韓国の手話通訳士には団体はない。韓国は手話通訳が職業となっているからだろうか。」という話を聞き、手話通訳者の役割、「情報保障」と「支援」について考えさせられた覚えがある。また、韓国手話言語法の制定により、これから手語を学ぶ場が増えることで、ろう者の仕事が増えることにつながると期待をしているとの話があった。教育を受ける機会がなく、そのために文の読み書きが不得手なろう者も多く、職業の選択も限られ、仕事の間も少ないことから、このような期待感があるのではないかと思った。

● 全体的な考察

韓国手話言語法は2016年8月4日に施行されたので、まだまだ準備段階である。手語を教える講師養成について、最低でも120時間の教育課程修了を必要とすることが定められているが2年間の準備のあとスタートとのこと。ろう学校において韓国手語を教育学

習言語として使用しなければならないとし、教員の手語習得研修も始まろうとしているが、人工内耳装用が広がり、保護者の音声言語優先の考えが強いという危機感があつた。

手話言語法の所管省庁である文化体育観光省を訪問できなかったのは残念だが、国立国語院が韓国手語の標準化、辞典作成、啓発普及を担い、国家予算のもとに進められることは大きい。言語的な実態調査、研究に取りかかるという意味で、まずろう者の公用語たる言語として手話を位置づける施策から始まるということである。

韓国での手話言語法制定の運動は、映画「トガニ」により、厳しい差別の状況が国民に明らかにされたこと、障害者団体との交流により手話言語法制定への理解が得られたこと、当事者の運動として粘り強く国会議員などに会ってのロビー活動があつたことなどが確認できた。いざ法案づくりになると、国会の動きの中での調整には大きな困難があり、いろいろと妥協もなされたことも分かつた。これは今後、法改正の運動につながると思われる。

実際のろう者の暮らしがどのように変わるかについては、現在の障害者福祉法に規定している手語通訳派遣センターの運営が中心となっているようだが、地方分権のため、運営費は地方自治体の負担となり、財源的に厳しく、地方格差が大きくなってきているようである。手語通訳士の質と量の問題も大きい。これについては韓国手話言語法の第16条（手語通訳）に規定があり、障害者福祉法と手話言語法、そして障害者差別禁止法が三位一体になつての施策の充実ということがポイントになるのではないかと思つた。

また、「手話ができる人」の広がりというのはこれからの課題であり、一般の聴覚障害に対する理解、聴覚障害のある人に対する配慮、日常的な初歩の手話の普及などは、日本と比べと遅れているようである。韓国手話言語法における「手語」とは、音声を使わず「視覚・動作体系をもとに生じた固有の形式の言語」が対象にされていると理解したが、日本では、日本語の音声とともに使う手話が広がっている状況がある。良い面は、一般社会への聴覚障害者への理解、聞こえない・聞こえにくい事への配慮、そして初歩的な手話が広がりやすいことではないかと思われる。音声を伴わない手話言語、音声とともに使う手話それぞれの役割があり、それぞれ使いやすい環境整備が必要である。両者の整理も重要ではないかと思われた。

まとめると、手話言語法一つだけを見るのではなく、日本で言えば、障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、（その他にも、障害者福祉計画を策定しての施策の充実、放送・通信・政見放送等の総務省関係、移動等の国土交通省関係等もある）これに今後、手話言語法と情報・コミュニケーション法がどのように絡まり合っていくかを見ていくことが重要であると改めて感じた。

第六章 資料

1. 韓国手話言語法

韓国手話言語法

(2015年12月31日制定)

公布日：2016年2月3日

施行日：2016年8月4日

崔榮繁仮訳（2016年2月15日版）

監修：一般財団法人全日本ろうあ連盟

第1条 総則

第1条（目的）

この法律は、韓国手話言語が国語と同等な資格を有するろう者¹固有の言語であることを明確にし、韓国手話言語の発展及び保全の基盤を準備し、ろう者と韓国手話言語使用者の言語権と生活の質を向上させることを目的とする。

第2条（基本理念）

- ①韓国手話言語（以下「韓国手語」という）は、大韓民国のろう者の公用語である。
- ②国と国民は、韓国手語を使用するろう者がろうアイデンティティを確立し、韓国手語とろう文化を継承し、発展することができるよう協力する。
- ③ろう者と韓国手語使用者（以下「ろう者等」という）は、韓国手語の使用を理由に、政治、経済、社会、文化のすべての生活領域（以下「すべての生活領域」という）において差別を受けず、すべての生活領域において韓国手語を通じて生活を営み、必要な情報を提供される権利を有する。
- ④ろう者等は韓国手語により教育を受ける権利を有する。

第3条（定義）

この法律で使用する用語の意味は次の通りである。

1. 「韓国手語」とは大韓民国のろう文化の中で視覚・動作体系をもとに生じた固有の形式の言語をいう。
2. 「ろう者」とは、聴覚障害を有する者で、ろう文化の中で韓国手語を日常語として使用する者をいう。
3. 「韓国手語使用者」とは、ろう者以外に聴覚障害または言語障害により韓国手語を日常語として使用しあるいは補助的に使用する者をいう。
4. 「ろう文化」とは、ろう者としてろうアイデンティティと価値観を基盤とする生活様

¹ 韓国語原文は**농인**であり直訳すると聾人となるが、本仮訳では日本語で一般的な「ろう者」とする。

式の総称をいう。

5. 「ろうアイデンティティ」とは、ろう者として有する自己同一性をいう。
6. 「手語通訳」とは、韓国手語を国語に変換し、あるいは国語を韓国手語に変換することをいう。
7. 「公共機関等」とは、国、地方公共団体及び「公共機関の運営に関する法律」による公共機関をいう。

第4条（国と地方公共団体の責務）

- ①国と地方公共団体は、韓国手語を教育、普及、弘報する等、ろう者等の韓国手語の使用環境を改善するための政策を立案・施行しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、ろう者のろうアイデンティティの確立とろう文化の育成に必要な政策を立案・施行しなければならない。
- ③国と地方公共団体は、この法律の解釈・適用において、「障害者権利条約」の内容と趣旨に符合させなければならない。

第5条（他の法律との関係）

韓国手語に関して他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律の定めるところに従う。

第2章 基本計画の立案等

第6条（基本計画の立案）

- ①文化体育観光省長官²は、韓国手語の発展及び保全のために、韓国手語発展基本計画（以下「基本計画」という）を韓国手語関連の専門家の審議を経て、5年ごとに立案・施行しなければならない。
- ②基本計画には次の各号の事項が含まなければならない。
 1. 韓国手語政策の基本方向と推進目標に関する事項
 2. すべての生活領域におけるろう者の韓国手語の使用環境の改善に関する事項
 3. 韓国手語の研究及び専門用語の標準化に関する事項
 4. 韓国手語の教育に関する事項
 5. 韓国手語の普及に関する事項
 6. 韓国手語の通訳に関する事項
 7. 韓国手語に関する専門人員の要請に関する事項
 8. ろう者のろうアイデンティティの確立とろう文化の育成に関する事項
 9. 韓国手語の情報化に関する事項

² 「文化体育観光省」は直訳すると「文化体育観光部」となる。文化体育観光部の部は日本の省にあたり、長官は大臣に当たる。日本語では文化観光大臣であるが、「部」の長官ということで文化体育観光省長官と訳した。

10. 南北韓³の韓国手語の交流及び研究に関する事項
11. 韓国手語の発展のための民間部門の活動の促進に関する事項
12. 韓国手語関連の法令の制定・改正に関する事項
13. その他、韓国手語の発展に必要な事項

- ③文化体育観光省長官は、基本計画を立案する時には事前に関係中央行政機関の長と協議しなければならない。
- ④文化体育観光省長官は、確定した基本計画に関係中央行政機関の長と特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事（以下「市・道知事」という）に知らせなければならない。
- ⑤文化体育観光省長官は、基本計画の立案のために必要であると認められる場合、公共機関等に対し基本計画の立案のために必要な資料の提出を求めることが可能であり、資料の提出を求められた者は正当な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ⑥その他に基本計画の立案等に必要な事項は大統領令で定める。

第7条（年度別施行計画の立案・施行等）

- ①文化体育観光省長官、関係中庸行政機関の長及び市・道知事は、基本計画に伴い、毎年韓国手語発展施行計画（以下「施行計画」という）を立案・施行しなければならない。
- ②関係中央行政機関の長と市・道知事は次年度の施行計画及び前年度の施行計画により推進実績を大統領令に定めるところに従って文化体育観光省長官に提出し、文化体育観光省長官は、毎年施行計画による推進実績を評価しなければならない。
- ③施行計画の立案・施行と推進実績の評価等に必要な事項は大統領令で定める。

第8条（報告）

政府は基本計画、施行計画及び推進実績を確定後、遅滞なく国会に報告しなければならない。

第9条（実態調査）

- ①文化体育観光省長官は、韓国手語政策の推進のために3年ごとにろう者の韓国手語の使用環境等に関する実態を調査することができる。
- ②文化体育観光省長官は、第1項による実態調査のために必要な場合には公共機関等に資料の提出や意見陳述等を要求することができる。この場合、資料提出や意見陳述等を求められた者は特別な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ③韓国手語の使用環境等に関する実態調査に必要な事項は大統領令で定める。

第3章 韓国手語の発展及び普及

³ 韓国において「南北朝鮮」を意味する。

第10条（韓国手語の研究等）

- ①文化体育観光省長官は、韓国手語の保全及び発展のために韓国手語について持続的な研究を遂行しなければならない。
- ②文化体育観光省長官は、ろう者等が各分野の専門用語を簡便に使用することができるよう、専門用語を韓国手語に標準化する研究事業を実施することができる。
- ③文化体育観光省長官は、第1項に基づく研究を遂行するため、専門機関を指定し、あるいは研究所、大学又はその他必要であると認められる関係専門機関に研究を委託することができる。

第11条（韓国手語の教育等）

- ①国と地方公共団体は、ろう者等の韓国手語及び韓国語能力を伸長することができる教育環境を醸成しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、ろう者等の教育において、障害発生の初期から韓国手語を習得することができるよう必要な政策を用意しなければならない。
- ③国と地方公共団体は、ろう学校をして韓国手語を韓国語と同等な教育学習言語として使用するようしなければならない。
- ④国と地方公共団体は、ろう学校教育において韓国手語を使用した教育及び韓国手語を通じた学習が円滑に行うことができるように支援しなければならない。

第12条（ろう者等の家族に対する支援）

- ①国と地方公共団体は、ろう者等の家族のために韓国手語教育、相談及び関連サービス等の支援体系を用意しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、聴覚障害がある児童の父母等が韓国手語を円滑に使用することができるよう、韓国手語教育等を実施しなければならない。

第13条（韓国手語の情報化）

- ①国は、韓国手語の情報化を通じて、知識と情報を生産・活用することができるよう、各種事業を積極的に施行しなければならない。
- ②国は、遠隔情報通信サービス網等、情報通信網を活用し、だれでも韓国手語を便利に使用することができるよう必要な政策を用意しなければならない。

第14条（韓国手語の使用促進及び普及）

- ①文化体育観光省長官は、公共の大衆媒体を活用し、国民に対し韓国手語を弘報するなど、韓国手語に対する認識を拡散し、韓国手語の使用を促進しなければならない。
- ②文化体育観光省長官は、韓国手語を学ぼうとする国民のために、教育課程と教材を開発し韓国手語教員を養成する等、韓国手語の普及に必要な事業を施行しなければならない。
- ③文化体育観光省長官は、韓国手語の使用促進及び普及のため、公共機関及び韓国手語関連法人・団体を韓国手語教育院として指定することができる。

- ④国は、第 3 項によって指定された韓国手語教育院の運営に必要な経費を予算の範囲で支援することができる。
- ⑤第 2 項による韓国手語教員の資格要件等に関する事項及び第 3 項による韓国手語教育院の指定要件等に関する事項は大統領令で定める。

第 15 条（韓国手語能力の検定）

- ①文化体育観光省長官は、韓国手語能力の向上・評価のため、韓国手語能力を検定することができる。
- ②第 1 項による韓国手語能力の検定の方法や手続き、内容及び時期に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 16 条（手語通訳）

- ①国と地方公共団体は、手語通訳を必要とするろう者に対し、手語通訳を支援しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、公共行事、司法・行政等の手続き、公共施設の利用、公営放送、その他公益上、必要であると認められる場合に手語通訳を支援しなければならない。
- ③国や地方公共団体は、ろう者の求職、職業訓練、労働等の職業活動全般に不利益が無いよう、手語通訳を支援しなければならない。
- ④国と地方公共団体は、手語通訳関連の専門人材を養成するために努力しなければならない。
- ⑤国と地方公共団体は、「障害者福祉法」第 58 条第 1 項第 2 号による手語通訳センターを設置運営することができる。

第 17 条（韓国手語の日）

国は、韓国手語の日を定め、韓国手語に対する認識を向上するための記念行事等を推進することができる。

第 18 条（民間団体等の活動支援）

国と地方公共団体は、韓国手語の発展と普及を目的とする法人・団体等に対し、予算の範囲において必要な支援を行うことができる。

第 4 章 補則

第 19 条（協議）

中央行政機関の長は、韓国手語の使用に関する内容が含まれる法令を制定し、あるいは定めるときは、事前に文化体育観光省長官と協議しなければならない。

第 20 条（権限の委任・委託）

- ①この法律による文化体育観光省長官の権限は大統領令で定めるところにより、その一部を市・道知事に委任することができる。
- ②文化体育観光省長官は、この法律による業務の一部を大統領令に定めるところにより、関連機関・団体に委託することができる。

附則

第1条（施行日）

この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（他の法律の改正）

- ①「交通弱者移動便宜増進法」の一部を次のとおり改正する。
第17条第1項の中の「手話」を「韓国手語」とする。
- ②「放送法」の一部を次のとおり改正する。
第69条第8項の中の「手話」を「韓国手語」とする。
- ③「映画およびビデオ物の振興に関する法律」の一部を次のとおり改正する。
第38条第2項の中の「手話」を「韓国手語」とする。
- ④「障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進の保障に関する法律」の一部を次のとおり改正する。
第16条の2の前段の中の「手話」を「韓国手語」とする。
- ⑤「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」の一部を次のとおり改正する。
第21条第1項第3号の中の「手話通訳士」を「韓国手語通訳士」とする。
- ⑥「障害者等に対する特殊教育法」の一部を次のとおり改正する。
第5条第3項の中の「保健福祉省長官」を「文化体育観光省長官・保健福祉省長官」とする。
- ⑦「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」の一部を次のとおり改正する。
第3条第8号ナ目の中の「手話」を「韓国手語」とし、第11条第1項第6号の中の「手話」を「韓国手語」とし、第14条第1項第4号の中の「手話通訳」を「韓国手語通訳」とし、第20条第2項の中の「手話通訳」を「韓国手語通訳」とし、第21条第1項の前段の中の「手話」を「韓国手語」とし、同条第2項の中の「手話通訳士」を「韓国手語通訳士」とし、同条第3項の中の「手話通訳」を「韓国手語通訳」とし、第23条第3項の中の「手話」を「韓国手語」とする。
- ⑧「障害者福祉法」の一部を次のとおり改正する。
第22条第2項の中の「手話」を「韓国手語」とし、同条第3項の中の「手話通訳」を「韓国手語通訳」とし、第23条第2項の中の「手話通訳」を「韓国手語通訳」とし、第71条第1項の中の「手話通訳士」を「韓国手語通訳士」とする。
- ⑨「著作権法」の一部を次のとおり改正する。
第33条の2第1項の中の「手話」を「韓国手語」とする。

資料2. 点字法

点字法

[施行 2017.5.30] [法律 第14205号、2016.5.29 制定]

文化体育観光省（規制改革法務担当官）044-203-2255

崔 栄繁 仮訳

第1章 総則

第1条（目的）

この法律は、点字及び点字文化の発展と保全の基盤を準備し、視覚障害者の点字使用の権利を伸長し、生活の質を向上させることを目的とする。

第2条（基本理念）

視覚障害者は文字の手段として点字を利用する権利があり、国と国民は点字の発展と保全・継承のために積極的に努力しなければならない。

第3条（定義）

1. “点字”とは視覚障害者が触覚を活用し自分で読むことができるようにもり上がる点を一定の方法により調合した標記文字をいう。この場合、図形や絵などを触覚で認知することができるよう制作された触覚資料を含む。
2. “電子点字”とは、点字情報端末器等で活用が可能なように電子式で生成された点字をいう。
3. “視覚障害者”とは、「障害者福祉法」第2条第2項による視覚障害者をいう。
4. “点訳”とは、一般活字、表、絵、記号等を点字に変換する行為等をいう。
5. “校正”とは、点訳本と元本を対照し、誤記・歪曲・添加・漏れなどの内容又は点字規定上の誤りを正しく直す行為等をいう。
6. “点字規定”とは、ハングルの字母、略字、略語、数学・化学・コンピューター、音楽等の分野で使用する各種の記号、外国語、文章の部号標記等、点字の使用に必要な規定をいう。
7. “公共機関等”とは、国、地方自治団体、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関をいう。

第4条（点字の効力及び差別の禁止）

- ①点字はハングルと共に大韓民国において使用する文字であり、一般活字と同一の効力を備える。
- ②公共機関等は、立法・司法・行政・教育・社会文化的に点字の使用を差別してはならない。

第5条（国と地方自治団体等の責務）

- ①国と地方自治団体は、視覚障害者の点字使用能力の向上と点字の発展及び保全のために努力しなければならない。
- ②公共機関等は、視覚障害者が点字を使用しすべての情報にアクセス・活用することができるよう必

要な政策を立案・施行しなければならない。

- ③公共機関等は、視覚障害者が要求する場合には一般の活字文書を同一の内容の点字（電子点字を含む。以下同じ）文書を提供しなければならない。

第6条（他の法律との関係）

この法律は点字の使用と普及等に関して他の法律に優先し適用する。

第2章 点字発展基本計画の立案等

第7条（点字発展基本計画の立案）

- ①文化体育芸術省長官は点字の発展と保全のために点字関連の専門家等の審議を経て、5年ごとに点字発展基本計画（以下“基本計画”という）を立案しなければならない。
- ②基本計画には次の各号の事項が含まなければならない。
1. 点字政策の基本方向と推進目標に関する事項
 2. 点字規定の制定及び改正に関する事項
 3. 視覚障害者の点字使用能力の増進と点字の使用環境の改善に関する事項
 4. 点字政策と点字教育の連携に関する事項
 5. 点字の価値の弘報及び点字文化遺産の保全に関する事項
 6. 点字の普及及び国際交流に関する事項
 7. 点字情報化に関する事項
 8. 南北韓の点字の統一方策に関する事項
 9. 点字関連専門人材の資格の付与及び養成に関する事項
 10. その他、点字の発展と保全に必要な事項

第8条（年度別施行計画の立案等）

- ①文化体育観光省長官は、基本計画に従って細部計画（以下“施行計画”という）を立案・施行しなければならない。
- ②文化体育観光省長官は、施行計画の立案・施行と関連して必要な場合、公共機関等とその他の法律により設立された特殊法人の中の関連機関の長に協力を要請することができる。この場合、協力の要請を受けた機関の長は特別な事由がなければこれに従わなければならない。

第9条（実態調査等）

- ①文化体育観光省長官は、点字関連政策の立案に必要な視覚障害者の点字使用能力、点字に対する認識、点字の使用環境等に関する資料の収集や実態調査を行うことができる。
- ②文化体育観光省長官は、第1項による資料の収集や実態調査のため必要な場合には、公共機関等に資料の提出や意見陳述等を要求することができる。この場合、資料の提出や意見陳述等の要求を受けた公共機関等は特別な事由がなければこれに従わなければならない。
- ③その他に実態調査に必要な事項は大統領令で定める。

第 10 条（点字規定等の制定及び改正）

- ①文化体育観光省長官は、点字関連の専門家等の審議を経て点字規定を制定し、その内容を官報に公示しなければならない。これを改正する場合にも同様である。
- ②点字使用に必要な細部指針を制定しあるいは改正するときも第 1 項を準用する。

第 3 章 点字使用の促進及び普及

第 11 条（点字教育の基盤の醸成）

文化体育観光省長官は、教育省長官や保健福祉省長官と協議し、点字を学ぼうとする人のために教育課程と教材を開発・普及しなければならない。

第 12 条（点字の普及及び支援等）

- ①教育省長官は、「初・中等教育法」による各級学校の視覚障害者である学生に使用する教科用の図書（デジタル教科書などの電子書籍を含む）について、点字で製作・普及しなければならない。この場合、教科用図書の範囲は大統領令で定める。
- ②文化体育観光省長官と地方自治団体の長は、次の各号の要件を備え点字出版が可能な施設に対して、点字出版物の製作・普及に所要される費用の全部または一部を支援することができる。
 1. 点訳・校正士
 2. 点字製版機又は点字印刷機
 3. 点字物製本機
 4. その他の点字出版に必要な設備およびソフトウェア
- ③第 2 項による施設の具体的な基準。支援規模、支援対象等については大統領令で定める。

第 13 条（教科用図書および公文書等の点字規定の遵守）

教科用図書と公共機関等の公文書、その他出版物を点字で製作するときには点字規定を遵守しなければならない。

第 14 条（点字文化の拡散）

- ①文化体育観光省長官は、正しい点字文化が拡散されるよう、新聞・放送・雑誌・インターネットまたは電光板等を活用した広報と教育を積極的に施行しなければならない。
- ②新聞・放送・雑誌・インターネット等の大衆媒体は、国民の点字に対する認識が改善されるよう努力しなければならない。

第 15 条（記念行事の推進）

国は、点字に対する認識を高めるために記念行事等を推進することができる。

第 16 条（民間団体等の活動支援）

国と地方自治団体は、点字の発展と普及を目的として活動する法人・団体等に対して行政的・財政的な支援を行うことができる。

第 17 条（点字情報化の促進）

- ①文化体育観光省長官は、点字を通じて知識と情報を生産して活用することができるように点字情報化のための各種事業を積極的に施行しなければならない。
- ②文化体育観光省長官は、基本計画に従って、視覚障害者が点字を便利に使用することができるように、点字の使用・点訳・校正に必要なソフトウェア、機器、サービス等の開発及び普及を支援しなければならない。

第 18 条（点字関連専門人材の資格の付与等）

- ①公共機関等は、点字関連の専門人材に資格を付与することができる。
- ②第 1 項による資格の種類、資格要件及び資格の付与の方法等に必要な事項は大統領令で定める。

第 4 章 補則

第 19 条（協議）

中央行政機関の長は、点字の使用等に関する内容が含まれている法令を制定しあるいは改正するときに、事前に文化体育観光省長官と協議しなければならない。

第 20 条（権限の委任・委託）

- ①文化体育観光省長官は、この法律による権限の一部を大統領令で定めるところに従って特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事に委任することができる。
- ②文化体育観光省長官は、この法律による業務の一部を大統領令に定めるところに従い関連機関・団体等に委託することができる。

附則<第 14205 号.2016.5.29>

第 1 条（施行日）

この法律は公布後一年が経過した日から施行する。

第 2 条（点字規定に関する経過措置）

この法律の施行当時、従前の韓国点字規定（文化体育観光省公示第 2006-39 号）は、第 10 条による点字規定とみなす。